

## 島根県医療機能情報提供制度実施要領

### 1 目的

本要領は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第6条の3の規定に基づき、医療施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）第1条の2の2及び第1条の2の3において知事が定めることとされた事項等についてその詳細を定めることにより、病院、診療所、歯科診療所及び助産所（以下「病院等」という。）の有する医療機能に関する情報（以下「医療機能情報」という。）を住民・患者等に対し分かりやすい形で提供する医療機能情報提供制度の適切な運用を図り、住民・患者等が病院等の適切な選択を支援することを目的とする。

なお、本要領における診療所の中には、企業内の診療所のように特定の者を対象として診療を行う診療所を含むものとする。

### 2 医療機能情報の取扱

- (1) 知事は、病院等の管理者から報告を受けた医療機能情報について、原則としてそのまま公表するものとする。
- (2) 病院等の管理者は、提供する医療について正確かつ適切な医療機能情報を報告し、当該病院等において、住民・患者等からの相談等に適切に対応するよう努めなければならない。

### 3 医療機能情報の報告等

- (1) 報告種別、報告時期及び報告先  
病院等の管理者は、別表のとおり医療政策課又は病院等の所在地を管轄する保健所へ医療機能を報告するものとする。
- (2) 報告方法  
病院等の管理者は、知事に医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という。）を経由する方法で、医療機能情報を報告すること。  
なお、インターネット環境がない等の理由でG-MISが利用できない場合は、紙媒体（様式1号）で報告すること。
- (3) 報告の是正命令等  
病院等の管理者が報告を行わない場合又は虚偽の報告を行ったと認められる場合には、医療政策課又は病院等の所在地を管轄する保健所は法第6条の3第6項の規定に基づき、期間を定めて、当該病院等の開設者に対し、当該管理者をしてその報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させる。

#### 4 医療機能情報の公表

##### (1) 公表の方法

知事は、病院等から報告された医療機能情報について、速やかに医療情報ネットを活用して、住民・患者等へ公表するものとする。

なお、インターネットを使用できない環境にある住民・患者等に配慮し、医療情報ネットを通じた公表と併せて、医療政策課及び保健所において書面又は出力装置の映像面表示する方法により公表するものとする。

##### (2) 公表の中止

知事は、医療法第8条の2第2項及び第9条に基づく休止又は廃止の届出があったときは、速やかに当該届出に係る病院等の医療機能情報の公表を中止するものとする。

#### 5 医療機能情報についての相談対応

住民・患者等からの医療機能情報の内容等についての質問・相談への対応及び病院等からの報告方法等についての質問・相談への対応については、医療政策課及び各保健所に設置する窓口（医療安全相談窓口）で行うものとする。

#### 6 病院等による情報提供

病院等の管理者は、知事へ報告した医療機能情報について、当該病院等において閲覧に供しなければならない。その際、書面による閲覧に代えて、電磁的方法等による提供を行うことができる。

#### 7 G-M I S利用手続き

##### (1) 利用申請

病院等の管理者は開設後、医療機能情報を報告する際に利用するG-M I Sの新規ユーザ登録申請を行い、病院等の所在地を管轄する保健所の承認を受けなければならない。

なお、インターネット環境がない等の理由でG-M I Sが利用できない場合は、病院等の所在地を管轄する保健所において、G-M I Sの新規ユーザ登録の代理申請を行うこととする。

##### (2) 留意事項

G-M I SログインID（ユーザ名）の付与を受けた病院等の管理者は、ログインIDを厳重に管理し外部へ公開してはならない。

また、G-M I SログインIDを紛失した病院等の管理者は、病院等の所在地を管轄する保健所に問い合わせること。

附則

(施行期日)

本要領は、平成20年2月18日から施行する。

(施行期日)

本要領は、令和5年2月1日から施行する。

(施行期日)

本要領は、令和6年4月1日から施行する

別表

報告種別	報告時期	報告先
<b>1. 新規報告</b> 新たに、法第7条に基づく開設許可を受け、令第4条の2に基づく届出又は法第8条に基づく届出を行った病院等の管理者が行う報告	開設後30日以内に報告	病院等の所在地を管轄する保健所
<b>2. 定期報告</b> 毎年1回、定期的に行う報告	毎年1月1日現在の状況を2月末日までに報告	医療政策課
<b>3. 随時報告</b>		病院等の所在地を管轄する保健所
<b>(1) 変更報告</b> 規則別表第1に掲げる情報のうち、同表第1の項第1号に掲げる基本情報に変更が生じたときに行う変更の報告	変更が生じたときから10日以内に報告 ※基本情報以外の情報に変更が生じたときは、可能な限り速やかに修正又は変更の報告を行うこと。	
<b>(2) 訂正報告</b> 先に行った報告内容に誤りがあったときに行う訂正の報告	速やかに報告	
<b>(3) 休止及び再開報告</b> 法第8条の2第2項に基づく休止又は再開の届出を行った病院等の管理者が行う報告	休止又は再開後10日以内に報告	
<b>(4) 廃止報告</b> 法第9条に基づく廃止の届出を行った病院等の管理者が行う報告	廃止後10日以内に報告	

基本情報（規則別表第1に掲げる情報のうち同表第1の項第1号）

○共通事項（助産所については(6)～(9)を、歯科診療所については(9)を除く。） (1) 病院等の名称 (2) 病院等の開設者 (3) 病院等の管理者 (4) 病院等の所在地 (5) 病院等の案内用の電話番号及びファクシミリの番号 (6) 診療科目 (7) 診療科目別の診療日 (8) 診療科目別の診療時間 (9) 病床種別及び届出又は許可病床数
○助産所のみ (1) 就業日 (2) 就業時間

島根県知事様

施設住所

施設名称

管理者氏名

## 医療機能情報報告書

医療法（昭和23年法律第205号）第6条の3に規定する情報について、下記のとおり報告します。

## 記

報告種別等	
<input type="checkbox"/> 1. 新規報告	開設年月日： 年 月 日 (医療機能情報の詳細は別添「調査票」のとおり)
<input type="checkbox"/> 2. 定期報告	医療機能情報の詳細は別添「調査票」のとおり
3. 随時報告	
<input type="checkbox"/> (1) 変更報告	変更年月日： 年 月 日 (変更した医療機能情報の詳細は別紙のとおり)
<input type="checkbox"/> (2) 訂正報告	訂正年月日： 年 月 日 (訂正した医療機能情報の詳細は別紙のとおり)
<input type="checkbox"/> (3) 休止報告	休止期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
<input type="checkbox"/> (4) 再開報告	再開年月日： 年 月 日
<input type="checkbox"/> (5) 廃止報告	廃止年月日： 年 月 日

- (注) 1 該当の報告に☑し、必要事項を記入すること。  
2 新規報告又は定期報告の場合は、調査票を添付してください。  
3 変更報告又は訂正報告の場合は、別紙を添付してください。  
4 医療機関等情報支援システム（G-MIS）により報告する場合は、この様式は必要ありません。

別紙

医療機能情報の詳細（変更報告・訂正報告の場合）

○共通事項（該当の項目に☑し、内容を記入してください。）

<input type="checkbox"/>	(1) 病院等の名称 (ふりがな記入)	
<input type="checkbox"/>	(2) 病院等の開設者 (ふりがな記入)	
<input type="checkbox"/>	(3) 病院等の管理者 (ふりがな記入)	
<input type="checkbox"/>	(4) 病院等の所在地 (ふりがな記入)	
<input type="checkbox"/>	(5) 病院等の案内用の電話番号及びファクシミリの番号	
<input type="checkbox"/>	(6) 診療科目	
<input type="checkbox"/>	(7) 診療科目別の診療日	
<input type="checkbox"/>	(8) 診療科目別の診療時間	
<input type="checkbox"/>	(9) 病床種別及び届出又は許可病床数	

※助産所については(6)～(9)を、歯科診療所については(9)を除く。

○助産所のみ（該当の項目に☑し、内容を記入してください。）

<input type="checkbox"/>	(1) 就業日	
<input type="checkbox"/>	(2) 就業時間	

※基本情報以外の変更報告、訂正報告の場合には、調査票を添付すること。